

大分市ロケーション撮影誘致補助金補助候補者 募集要項

1 事業目的

大分市における映画及びドラマ（以下「映画等」という。）のロケーション撮影※を誘致し、地域経済の活性化及び観光客誘致を図るとともに、映画等の映像を通じて、本市の知名度向上につなげることを目的とする。

※「ロケーション撮影」とは、撮影場所の選定のための活動（ロケーション・ハンティング）、映画等の制作のために行われる撮影など、その他市内で行われる撮影終了までの一連の活動という。

2 募集対象事業

補助金対象事業は、大分市内で行うロケーション撮影であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （１）大分市内において５日以上行われるものであること。
- （２）国内外１００館以上の映画館で上映を予定している映画（上映時間が１時間以上のものに限る）、全国的な規模での放送を予定しているドラマ又は大手動画配信サービスでの配信を予定している映画等であること。
- （３）大分市に経済効果又はＰＲ効果をもたらすものとして市長が認めるものであること。

ただし、以下のいずれかに該当するロケーション撮影は補助対象事業としない。

- ・ロケーション撮影によって制作される作品の内容が公序良俗に反すると認められるもの
- ・ロケーション撮影によって制作される作品の内容が宗教的又は政治的な宣伝意図を有すると認められるもの
- ・大分市から他の補助金を交付されているもの

3 募集対象者

補助対象者は、補助対象事業を実施する団体（国内に所在するものに限る。）であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

補助対象事業に複数の団体が携わっている場合にあつては、補助対象者となることができる団体は、１作品当たり１団体とする。

- （１）法人格を有する団体
- （２）法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体
 - ア．定款に類する規約等を有し、当該規約等に次のイからエについて明記されていること。
 - イ．団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
 - ウ．自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ．団体活動の本拠として事務所を有すること。

ただし、次に掲げる団体は、補助対象者としない。

- ・政治団体
- ・宗教上の組織又は団体
- ・会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく更生手続又は再生手続を行っている団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・その他市長が適当でないと認める者

4 補助金の額

1 作品あたり、補助対象経費の2分の1とする（補助金額上限500万円まで）。
補助金は、予算の範囲内で交付する。

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費（大分市内に所在地又は住所を有する者との契約の対価として当該者に対して支払うべき経費であって、申請年度の末日までに支払いが完了したものに限る。）とする。

- (1) 資機材発注費
- (2) 美術制作費
- (3) 宿泊費
- (4) 建設費
- (5) 車両費
- (6) 人件費
- (7) 施設利用費
- (8) 機材運搬費
- (9) 食糧費
- (10) 衛生費
- (11) 交通費（市長が必要と認める区間及び券種に係るものに限る。）
- (12) その他市長が必要と認める経費

※補助対象事業の実施に要した経費であることを補助対象者宛て領収書などで証明できるものに限る。

6 事業スケジュール

- (1) 事業者募集期間 6月12日（水）～7月12日（金）17時15分まで
- (2) 審査及び事業採択 7月16日（火）～7月26日（金）
- (3) 補助金補助候補者決定の通知 7月26日（金）を予定
- (4) ロケーション撮影実施
- (5) 実績報告書提出 補助事業終了後、翌日から起算して60日を経過する日まで
又は当該年度の末日までのいずれか早い日まで
- (6) 補助金交付確定通知 (5)の確認後、概ね2週間
- (7) 補助金交付 (6)の通知後、概ね2週間

7 事業者の応募

本事業に参画する意向のある事業者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 応募受付期間 6月12日（水）～7月12日（金）17時15分必着
- (2) 応募方法及び提出部数
「(3) 提出書類」に記載する書類等を窓口を持参、またはメール、郵送により提出すること。

【提出先】

住所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市商工労働観光部おいた魅力発信局
E-mail: miryoku@city.oita.oita.jp TEL:097-578-7749

【提出部数】

「（３）提出書類」に記載する書類・・・各１部

※メールの場合は送受信における添付ファイルの容量は約5MBまでとなっておりますので、容量を超える場合は複数回に分けて送付してください。

（３）提出書類

- ア．大分市ロケーション撮影誘致補助金交付申請書（様式第１号）
- イ．事業計画書（様式第２号）
- ウ．収支予算書（様式第３号）
- エ．団体概要（様式第４号）
- オ．上映・放送等計画書（様式第５号）
- カ．誓約書（様式第６号）
- キ．企画書
- ク．その他市長が必要と認める書類

※必要に応じて、提出資料についての問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

８ 採択事業者選定にかかる審査概要

（１）選定方法

採択事業者を選考するために設置される選定委員会にて、事業者から提出された事業計画書やその他資料に基づき、「（２）評価項目」について評価を行い、採択事業者を決定する。

（２）評価項目

- ア．作品の拡散力
- イ．シティプロモーションへのポテンシャル
- ウ．地域への還元力
- エ．事業実行能力

（３）結果通知

７月２６日（金）までに電子メール等で担当者に連絡し、併せて決定通知書を送付する。

（４）その他

審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、事業者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

９ ロケーション撮影の実施について

補助対象者は実施計画書に沿って、ロケーション撮影を実施すること。

１０ ロケーション撮影終了後について

- （１）採択事業者は、補助事業終了後、翌日から起算して60日を経過する日まで又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに以下の実績報告書等を作成し、提出すること。提出された実績報告書等に基づき、適正に事業が実施されたことを確認した後、採択事業者に対して補助金の交付確定を行い、補助金の支払を行う。

- ア．大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業実績報告書（様式第１２号）
- イ．収支決算書（様式第１３号）
- ウ．領収書、支払証書兼受領証明書その他補助対象経費の支出を証する書類
- エ．補助事業実施時の写真
- オ．補助事業に係る各種許可証の写し

カ. その他市長が必要と認める書類

11 その他

本要項に定めのない事項については、大分市と採択事業者の協議の上、決定する。

【問合せ先】

大分市商工労働観光部おおいた魅力発信局

住 所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

T E L：097-578-7749 FAX:097-537-5670

E-mail：miryoku@city.oita.oita.jp